

特別養護老人ホーム白扇閣  
指定介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人 清承会

## 特別養護老人ホーム白扇閣指定介護老人福祉施設運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人清承会が開設する、特別養護老人ホーム白扇閣指定介護老人福祉施設(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護老人福祉施設従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 特別養護老人ホーム白扇閣従業者は、利用者に入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム白扇閣
- (2) 所在地 静岡市清水区承元寺町1341

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、指定短期入所生活介護事業(定員20名)を含めた必要とされる職種、員数及び職務内容とする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 1名以上  
医師は、入所者等に対し健康管理及び医療上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 3名以上  
生活相談員は、入所者等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護支援専門員 2名以上  
介護支援専門員は、入所者等に対し施設サービス計画に関する業務を行う。
- (5) 介護職員 65名以上  
介護職員は、介護サービス計画に基づき、入所者等の日常生活の必要な援助を行う。
- (6) 看護職員 7名以上  
看護職員は、入所者等の健康状況に注意し、必要に応じた健康保持の為の措置をする。
- (7) 管理栄養士 1名以上  
管理栄養士は、入所者等に対し適切な栄養管理を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、介護サービス計画に基づき、利用者の機能訓練を行うとともに、必要な援助を行う。

- (9) 事務職員 2名以上  
事務職員は必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、190名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(重要事項説明書利用表のとおり)

- (1) 施設入所者の介護計画の作成
- (2) 介護計画に基づいた機能訓練及び日常生活上の必要な援助。
- 2 厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 3 その他の費用
  - (1) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合
  - (2) 食費
  - (3) 居住費(多床室及び個室)
  - (4) 理美容代
  - (5) その他日常生活上において必要な費用
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡市(清水区)内の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者及びその家族は、利用の中止の際は、利用日の前日までに速やかに事業所に連絡するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定介護老人福祉施設従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者、家族に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器

の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第12条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第14条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 施設は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。  
ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 指定介護老人福祉施設従業者の資質向上のため研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清承会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 1月15日から改正施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成23年 1月 1日から改正施行する。

この規程は、平成25年 8月 9日から改正施行する。

この規程は、平成26年 8月29日から改正施行する。

この規程は、令和 2年 2月 1日から改正施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日から改正施行する。